

令和7年度 青梅市 市民後見人養成講座 実施報告

1 目的

青梅市では、地域共生社会の実現に向け、判断能力が不十分な高齢者や障がいのある方々が、地域の中でその人らしく安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度を支える人材として市民後見人を養成することとしており、本講座は、制度の理解のみならず、権利擁護や意思決定支援に関する知識と実践的な対応力を養い、社会貢献の意欲を持つ地域住民が、市民後見人として活動できることを目的として実施しました。

2 対象者

次の各号に該当する者を対象者としました。

- (1) 令和7年4月1日現在、かつ、市民後見人候補者登録時に、青梅市に住所を有し現に居住している方で、原則として25歳以上の方
- (2) 単に親族後見人等になることのみが受講の目的でない方
- (3) 高齢者福祉、障がい者福祉や権利擁護に関心のある方
- (4) 原則として、市民後見人養成講座すべての日程に参加できる方
- (5) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 民法第847条に規定する後見人の欠格事由に該当する者
 - イ 民法第20条第1項に規定する制限行為能力者
 - ウ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者及び同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者
 - エ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係にないこと。

3 受講料

無料

4 申込方法

社協だより「お元気ですか」(9月1日号)、本会ホームページ、広報おうめ(9月1日号)にて周知しました。

「養成講座受講申込書」を9月30日(火)までに提出(必着)、提出された書類にて審査を行い、受講決定通知を10月15日(水)頃に発送しました。

5 申込者数

21人

6 受講者数

19人

7 日時、内容、講師

日時	内容	講師
11/8 (土) 13:30~17:00	成年後見制度と市民後見人の理念	弁護士、社会福祉士
11/9 (日) 10:00~17:00	法律の知識、支援の基本的視点	弁護士、社会福祉士
11/15 (土) 10:00~16:15	障がい者・生活保護の理解	社会福祉士、青梅市職員、 社会福祉事業団職員
11/22 (土) 10:00~17:00	専門職後見人による実務レポート	司法書士
11/29 (土) 10:00~17:00	高齢者の理解、演習	弁護士、司法書士、社会福祉士、 青梅市職員、包括支援センター職員

8 養成講座実施後の状況

(1) 受講者レポートの提出

令和7年12月26日(金)を提出期限とし、18人から提出がありました。

(1人未提出)このうち、市民後見人候補者登録希望者は14人でした。

(2) 市民後見人候補者登録希望者への面接

令和8年2月4日(水)、5日(木)および13日(金)に、面接を実施し、登録の意思の再確認を行いました。面接の結果、1人が登録を辞退されました。

9 今後の流れ

(1) 実習活動(市民後見人候補者登録希望者対象とし、令和8年4月~順次)

青梅市社会福祉協議会の法人後見生活支援員としての活動を通して、実践力を養っていただく予定です。

(2) フォローアップ講座の開催

(市民後見人候補者登録希望者対象とし、令和8年度中に1~2回程度実施予定)

市民後見人として活動するためのスキルを身に着けるための講座を実施する予定です。

(3) 市民後見人として登録者希望者を推薦

実習活動とフォローアップ講座を通じて適性を判断し、市民後見人の受任に適切な被後見人等が現れた場合、青梅市社会福祉協議会が開催する会議体にて、登録者を後見人等候補者として推薦する予定です。

以上